

六錢の昇給を發表したところ、従業員側に於ては右昇給額は平均二十錢に割<sup>差</sup>せす、従つて前回の解決條件たる公約を履行せざるものなりとて不服を唱へ、従業員中主謀者数名同日夜會合協議の上、檄文並に投票用紙（別紙参照）を配布して今回の昇給に對する賛否を徴したるに現業員七十二名中承服者僅か十八名にして他は全部不滿なることが判明したので、六月二十四日夜職務に差支なき者約三十名集合對策協議の結果中島弘之外三名の代表者を選定し、且つ豫め争議に備ふる爲正副團長の推薦、争議費用一人三圓宛負擔、事務所の借入等を決定し、翌二十五日社長宛次の要求書を提出して二十六日迄回答を求むることゝなつたのである。

十、要求書提出並に経過

従業員代表四名は前夜の決議に依り翌二十五日會社當局に會

見せんとしたところ、當日偶々定例重役會議開催の爲め社長以下各重役會合せるを以て、同日午後三時社長に次の要求書を提出したのである。

要求書

要求理由

我々筑參鐵道従業員一同は既往數年來の疲弊せる生活苦に喘き近來に至り困窮其の極に對し今や飢餓線上に立至りたる上尙昭和七年十二月二十五日よりダイヤル車の運轉を見るに至り其の回数は頻繁となり過度の疲勞を來すに至りたる爲已を得ず去る四月二日我々は連名を以て吾等の生活苦を會社事務取締<sup>役</sup>富安氏に訴へ給料値上待遇改善の歎願をなしたるものなり。

當時吾等の希望案としては事重大性を知り極力懇誠慎重を旨